

花本産業団地拡張用地入居事業募集要項 修正履歴

● 令和3年2月17日版

頁	修正点	旧	新
2	第1の表中 1E-1の分譲面積	5,596.17㎡	5,595.49㎡
2	第1の表中 1E-1の分譲価格	354,797,178円	354,754,066円
2	第1の表中 1E-2の分譲面積	6,083.27㎡	6,081.88㎡
2	第1の表中 1E-2の分譲価格	364,387,873円	364,304,612円
2	第1 2つ目の※	分譲面積を確定させる測量が未実施の区画があるため、今後の測量（令和3年1月下旬予定）の結果により、分譲面積及び分譲価格を変更することがあります。	測量に基づく登記が未完了のため、分譲面積及び分譲価格を変更することがあります。
7	第13-2 分譲価格	実測面積に㎡単価を乗じた額が分譲価格となります。令和3年1月下旬に測量を実施予定であり、分譲面積が確定次第、当要項を更新いたします。	実測面積に㎡単価を乗じた額が分譲価格となります。
8	第14-3 1E-1の分譲面積	5,596.17㎡	5,595.49㎡
8	第14-3 1E-2の分譲面積	6,083.27㎡	6,081.88㎡
9	第14-8 2つ目の・	購入した土地内の緑地、調整池並びに豊田市が侵入防止用に設置した木杭及びロープは、買受人の所有及び管理物となります。	購入した土地内の緑地、調整池、雨水放流管並びに豊田市が設置した侵入防止用の木杭・ロープ及び土砂流出防止柵は、買受人の所有及び管理物となります。
9	第14-8 5つ目の・	1E-1区画、1E-2区画からの雨水は、隣接する市有地内に埋設されている排水管により河川へ排水するため、市有地の占用許可を得る必要があります。そのため所有権移転後、豊田市への占用許可手続、占用料の支払い及び5年ごとの更新手続が必要となります。	全ての区画において、隣接する国又は市有地の地下を占用する形で雨水放流管が埋設されています。そのため、買受人は国又は豊田市の占用許可を得る必要があります。所有権移転後、国又は豊田市への占用許可手続、占用料の支払い及び5年ごとの更新手続を行ってください。
9	第14-8 6つ目の・	-	建築物の建設にあたり、「建設に伴う排水放流協議申出書」を矢作川沿岸水質保全対策協議会に提出する必要があります。また、工場等の稼働後、排水（雨水を除く。）を公共下水道以外に排出する場合も、矢作川沿岸水質保全対策協議会との事前協議が必要となります。

● 令和3年3月1日版

頁	修正点	旧	新
9	第14-8 5つ目の・	全ての区画において、隣接する国又は市有地の地下を占用する形で雨水放流管が埋設されています。そのため、買受人は国又は豊田市の占用許可を得る必要があります。所有権移転後、国又は豊田市への占用許可手続、占用料の支払い及び5年ごとの更新手続を行ってください。	2W区画を除く全ての区画において、隣接する市有地の地下を占用する形で雨水放流管が埋設されています。そのため、買受人は豊田市の占用許可を得る必要があります。所有権移転後、豊田市への占用許可手続、占用料の支払い及び5年ごとの更新手続を行ってください。

● 令和3年4月20日版

頁	修正点	旧	新
2	第1の表中 所在地	豊田市花本町	豊田市花本町以下の番地を追記
2	第1の表中 分譲面積	分譲面積（予定）	分譲面積
2	第1の表中 分譲価格	分譲価格（予定）	分譲価格
2	第1 2つ目の※	測量に基づく登記が未完了のため、分譲面積及び分譲価格を変更することがあります。	削除
6	第9-2(4)	契約金額は、土地の分譲価格に、新規給水負担金（114,400円/区画）及び下水道受益者負担金（330円/m <sup>2</sup> ×分譲面積）相当額を加算します。	契約金額は、土地の分譲価格に、新規給水負担金及び下水道受益者負担金相当額（下表参照）を加算します。
6	第9-2(4)	-	表を追加
8	第14-1、2、3	-	まとめて1つの表として記載
8	第14-1の公図集合図	-	追加